

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

資料番号	28	担当課	建築住宅課		
法令名	宅地建物取引業法	根拠条項	第 22 条の 3 第 1 項	許認可等の内容	宅地建物取引士証の有効期間の更新
<p>(宅地建物取引士証の有効期間の更新)</p> <p>第二十二條の三 宅地建物取引士証の有効期間は、申請により更新する。</p> <p>2 前条第二項本文の規定は宅地建物取引士証の有効期間の更新を受けようとする者について、同条第三項の規定は更新後の宅地建物取引士証の有効期間について準用する。</p>					